

## 内航船舶輸送統計（基幹統計） 調査概要

### 1. 調査の目的

営業用及び自家用の内航船舶による貨物輸送の実態を明らかにし、交通政策、経済政策の基礎資料を作成する。

### 2. 調査の対象

内航海運業法第3条に基づき内航運送をする事業について国土交通大臣の行う登録を受けた者又は国土交通大臣に内航運送をする事業の届出をした者が輸送した貨物のうち、総トン数20トン以上の船舶によって輸送されたもの及び同法第25条の4に基づき国土交通大臣に内航運送の用に供するものとして届け出た総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の自家用船舶によって輸送された貨物である。

ただし、次のものは調査の対象としない。

#### (1) 港湾内における貨物の輸送（指定港間※の輸送は除く。）

※ 指定港間とは、京浜港については、横浜港・川崎港及び東京港、大阪港については、大阪港・堺港、関門港については、下関港・門司港・小倉港及び洞海港に区分した港相互間をいい、門司港・小倉港及び洞海港については、従前の港湾区域とする。

- (2) 輸送の両端又はいずれか一方が港湾でない区間の輸送
- (3) 船舶食料、燃料等の船舶用品の船舶への輸送
- (4) 河川又は湖のみにおける輸送

### 3. 調査の方法

#### (1) 内航船舶輸送実績調査（営業用調査）

標本調査の手法によった。すなわち、内航運送をする事業を営む業者のうちから標本（調査対象者）を抽出して、その毎月の輸送量、燃料消費量等を調査し、これにより全輸送量、全燃料消費量等を推計する。「内航船舶輸送母集団調査」の結果から各運送業者の月間輸送量の分布を考慮して、層別を行い、標本数を決定した。層の中をさらに使用船舶の用途別及び主要輸送品目別に層別し、無作為抽出した。

#### (2) 自家用船舶輸送実績調査

全数調査の方法によった。すなわち、内航海運業法第23条第1項により届出された自家用船舶を使用して貨物輸送を行った者に対して、年1回4月1日現在で、4月から翌3月までの分を調査した。

#### (3) その他

年報中、第5、6、10及び12表のコンテナ及びシャーシの数値については平成6年度より調査している。

#### 4. 公表方法

##### (1) 品目分類

本統計に用いた品目分類は別表（1）のとおりである。

##### (2) 産業圏分類

本統計に用いた産業圏の区分は別表（2）のとおりである。

##### (3) 船型区分

本統計に用いた船型区分は次のとおりである。

ア. 大 型 鋼 船 500 総トン以上の船舶

イ. 小 型 鋼 船 20 総トン以上 500 総トン未満の鋼製船舶

ウ. 木 船 20 総トン以上の木製船舶（平成 18 年 4 月から調査対象隻数が 1 隻のみとなったため、木船としての推計及び公表は行わず、小型鋼船の数値に含めて公表している）

エ. フォッシャーバージ・台船 動力を有しない船舶で他の動力船により曳航又は押航されて輸送を行うもの

##### (4) 内航船舶輸送実績調査（営業用）の公表数値について

内航船舶輸送実績調査は、4 月から 3 月までの分を集計したものである。

##### (5) 自家用船舶輸送実績調査の公表数値について

ア. 自家用船舶輸送実績調査は、4 月 1 日現在で調査を行い 4 月から翌 3 月の分を集計したものである。

イ. 自家用船舶輸送実績調査の公表数値は、回収調査票をそのまま集計し、回収率による補正をしていない数値であるので、その利用については注意されたい。

##### (6) 公表値の単位

ア. 貨物の重量（トン）は、メトリックトンを用いている。（トンキロについても同様）。

イ. 単位未満の端数については四捨五入した。

そのため、内訳の積み上げと合計又は小計とは一致しない場合がある（公表済みの月次調査（月報）の合計と本報内の数値が一致しない場合も同様）。

ウ. 四捨五入により、1,000 トン、1,000 トンキロ、1,000 キロメートル又は 1,000 リットルに満たない場合は「0」と、またデータのないものについては「-」と表示した。

#### 5. 用語

本統計に用いた主な用語の内容は次のとおりである。

##### (1) トンキロ

輸送した貨物の重量（トン）に輸送した距離（キロメートル）をかけたもので、輸送活動の大きさを表すものである。

例えば、1 トンの貨物を 1km 輸送した場合は 1 トンキロであり、5 トンの貨物を 100km 輸送すれば 500 トンキロとなる。

(2) 載貨重量トンキロ

載貨重量トン (D/W) とは、船舶の貨物積載能力をトン単位で示すものであり、載貨重量トンキロとは、載貨重量トンに航海距離をかけ、その間に何トンキロの輸送能力があったかを表すものである。

(3) 航海距離

空船航海を含めた航海距離である。

(4) 1 トンキロ当り燃料消費量

貨物 1 トンを 1km 輸送するのに要した燃料 (重油) の平均値であり、燃料消費量計を輸送トンキロで除して求める。

(計算式……燃料消費量計 (ℓ) ÷ トンキロ)

(5) 1 キロメートル当り燃料消費量

船舶が 1km 航海するのに要した燃料 (重油) の平均値であり、燃料消費量計を航海距離で除して求める。

(計算式……燃料消費量計 (ℓ) ÷ 航海距離 (km) )

(6) 1 トン当り平均輸送キロ

貨物の輸送活動の拡がり方を表す指標であり、輸送トンキロを輸送トン数で除して求める。

(計算式……トンキロ ÷ 輸送トン数)

(7) 輸送効率

船舶の輸送能力に対し、どれだけの輸送実績があったかを示すものであり、輸送トンキロを載貨重量トンキロで除して求める。

(計算式……トンキロ ÷ 載貨重量トンキロ)

例えば、載貨重量トン 100 トンの船舶が 80 トンの貨物を 20 キロメートル離れた港へ運送し、帰路は空船だった場合は、輸送効率 40%となる。

$$\frac{(80 \text{ t} \times 20\text{km} + 0 \text{ t} \times 20\text{km})}{100 \text{ t} \times 40\text{km}} \times 100 = \frac{1,600 \text{ トンキロ}}{4,000 \text{ トンキロ}} \times 100 = 40\%$$

別表（１） 品 目 分 類 表

品 目	内 容 例 示
穀物 野菜・果物 畜産品	米、麦、豆、雑穀 いも類、野菜類、果物類 鳥獣類、鳥獣肉・未加工乳・鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、他に分類されない畜産品
水産物 その他の農産品	魚介類（生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥のもの）、その他の水産物 工芸作物、農産加工品、他に分類されない農産品
木材 薪 石炭	原木、製材、その他の林産品 薪、木炭 石炭、亜炭
鉄鉱石（注１） その他の金属 砂利・砂・石材	鉄鉱石、硫化鉄鉱 その他の鉄属鉱、非鉄鉱 砂利、砂、石材
石灰 石油	りん鉱石、原塩、その他の非金属鉱 鉄、鋼（粗鋼）、鋼材
その他の非金属 鉄 金	地金、合金、伸銅品、電線ケーブル 建設用金属製品、建築用金属製品、線材製品、刃物・工具、その他の金属製品
輸送用機械（注２） 輸送用機械部品（注２） その他の機械 セメント その他の窯業品	鉄道車両、自動車、自転車及びその他の車両、船舶、航空機 産業機械、電気機械、その他の機械 セメント製品、れんが、石灰、その他の窯業品、石綿セメント製品、炭素製品、研磨剤、耐火製品
重揮発油 LPG（液化石油ガス）（注３） その他のガス（注３）	液化プロパンガス、液化ブタン 液化天然ガス
その他の石油及び石油製品 コークス その他の石炭製品	
化学薬品 化学肥料 その他の化学工業品	硫酸、ソーダ、その他の化学薬品 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、その他の化学肥料 染料・顔料・塗料、合成樹脂、動植物性油脂、他に分類されない化学工業品
紙・パルプ 繊維工業品 食料工業品 日用品	パルプ 糸、織物 製造食品、飲料、その他の食料工業品 書籍印刷物、衣服、身廻品、はきもの、文具、玩具、運動娯楽用品、楽器、家具、装備品、衛生暖房用具、台所及び食卓品
その他の製造工業品 金属くず 再利用資材（注４） 動植物性製造飼肥料（注４） 廃棄物（注４） 廃土（注４） 輸送用容器（注４） 取合せ品（注４） 分類不能のもの	ゴム皮革製品、木製品、他に分類されない製造工業品 鉄くず、非鉄金属くず 古紙、紡績ウエスト、プラスチックスクラップ 牧草、糞類、灰類、堆肥、ぬか類、酒かす、ペットフード じんかい、ふん尿 廃土砂、残土 金属製容器、他の輸送用容器 取り合せ品 申告があつた品目で不詳のため分類不能のもの

（注１）平成27年4月分から、鉄鉱石と硫化鉄を統合した。  
 （注２）平成27年4月分から、輸送用機械を細分化した。  
 （注３）平成27年4月分から、LPG（液化石油ガス）及びその他ガスを細分化した。  
 （注４）平成27年4月分から、その他の特種品を細分化した。

別表（２）

## 産 業 圏 表

産 業 圏	都 道 府 県	産 業 圏	都 道 府 県
北 海 道	北 海 道	山 陰	鳥 取
北 東 北	青 森		島 根
	岩 手	山 陽	岡 山
東 東 北	宮 城		広 島
	福 島	山 口	山 口
西 東 北	秋 田	北 四 国	香 川
	山 形		愛 媛
東 関 東	茨 城	南 四 国	徳 島
京 浜 葉	千 葉		高 知
	東 京	神 奈 川	福 岡
新 潟	新 潟		佐 賀
北 陸	富 山	北 九 州	長 崎
	石 川		熊 本
静 岡	富 山	南 九 州	大 分
	福 井		宮 崎
中 京	静 岡	沖 縄	鹿 児 島
	愛 知		沖 縄
近 畿	三 重	そ の 他	積、揚地の名称が 俗称等で確認でき ないもの
	京 都		
和 歌 山			
阪 神	大 阪		
	兵 庫		